



かわどがわ

No.232
56/7

編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷



早くも水しぶき（門小プール開き）

- | |
|---------------------------------|
| 今
月
の
主
な
行
事 |
|---------------------------------|
- 1日 事業所統計調査(10日まで)
血圧測定 (9~11:00 役場当直室)
成人病学級 (19:30~ 麗川ミニティ)
- 2日 地婦協定例会 (19:30~ 中央公民館)
- 3日 町立保育所合同公開保育(中央公民館、中央保育所)
(受付 9:00~10:00開会)
三ヶ月児相談 (9~11:00) 役場当直室 s 56, 4月出生の乳児
体育指導委員研修会 (19:30~) 中央公民館
- 5日 道路愛護デー (日赤奉仕団門川支部、地域婦人部参加予定)
- 6日 青年定例会 (19:30~) 中央公民館
- 7日 生ワク投与 (13:30~14:00) 中央公民館
生後三ヶ月以上未接種者 8日迄
- 8日 西門川地区高令者学級 (9:30~西門川児童館)
青年教室 (19:30) 中央公民館
- 9日 日本脳炎 10日迄 (13:30~14:00) 中央公民館 3才児
10日 青少年非行防止懇談会 (13:00~役場会議室)
14日 栄養学級 (9:30~中央公民館)
体協理事会 (19:30~中央公民館)
新生活学級 (19:30~中央公民館)
- 17日 門川町農業委員会委員選挙 (7:00~18:00)
18日 町青年野外研修 (14:00~小倉ヶ浜) 19日迄
19日 消防団操法訓練大会 (7:30~海浜公園)
20日 加草成人病学級 (9:30~加草公民館)
21日 中央高令者学級 (9:00~中央公民館)
22日 郡体門川町選手結団式 (19:30~中央公民館)
26日 壮年男子、一般女子ソフト (9:00~イチマルG外)
郡青年バレーボール大会 (諸塚)
28日 日本脳炎 29日迄 (13:30~14:00) 中央公民館 3才児

- 婦人スポーツ教室 (月曜) 9:30~中公 6, 13, 20, 27日
夫婦スポーツ教室 (火曜) 19:30~ " 7, 14, 21, 28日
バレーボール教室 (水曜) 9:30~ " 1, 8, 15, 22, 29日
習字教室 (木曜) 19:30~ " 2, 9, 16, 23, 30日
壮年スポーツ教室 () 19:30~ " 2, 9, 13, 23, 30日
※ 16日は13日に変更
肥満教室 () 9:30~ " 2, 16日
卓球教室 (金曜) 9:30~ " 3, 10, 17, 24, 31日
陸上教室 (土曜) 14:00~門小 4, 11, 18, 25日

6月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,218 (5,205)	8,896 (8,884)	9,655 (9,645)	18,551 (18,529)

五、連座制の強化
選挙事務所は当該選挙事務所ごとに一日に一回を超えて移動することができなくなりました。
従来は、候補者と同居している。



三、選挙期間中における政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制
選挙期間中は、政党その他の政治活動を行う団体が自動車を使用して行う機関紙誌の普及宣伝は、確認団体が使用できる一定台数の自動車を使用して行う場合のほかはできなくなつたこと等の規制が加えられました。

四、選挙事務所の移動の制限
選挙事務所は当該選挙事務所ごとに一日に一回を超えて移動することができなくなりました。

③すでに掲示されているこれらのポスター（ステッカー）は、改正法の施行後は掲示しておくことができませんので、すみやかに撤去してください。

④候補者等の氏名又は氏名類推定事項を記載し、又は後援団体の名称を記載したポスター（ステッカー）で、候補者等又は後援団体の事務所、連絡所を表示し又は後援団体の構成員であることを表示するためのものは、選挙の期間中もそれ以外の時も掲示できなくなりました。

⑤候補者等の氏名又は氏名類推定事項を記載し、又は後援団体の名称を記載したポスター（ステッカー）で、候補者等又は後援団体の事務所、連絡所を表示し又は後援団体の構成員であることを表示するためのものは、選挙の期間中もそれ以外の時も掲示できなくなりました。

二、政治活動のための事務所等を表示するポスター（ステッカー）の規制
父母・配偶者・子又は兄弟姉妹が候補者等と意思を通じて選挙運動をし、買収及び利害誘導罪等の罪を犯し、禁固以上の刑に処せられた場合（刑の執行猶予の言渡しを受けた場合を除く）当該當選人の當選は無効とされてしましましたが、今回の改正によつて、このような一定の親族については、候補者等と同居していない場合も連座制の対象となることになりました。

六、その他
街頭演説等は長時間同一場所にとどまつてしないよう努めなければならぬ旨の規定が設けられたほか、任意制ポスター掲示場の拡充、選挙人名簿登録制度の改善等の改正が行われました。以上改正点の概要について述べましたが、選挙の時に限らず、日頃からみんなで「きれいな選挙」を心がけましょう。

少年の非行を防ぎましょう

増え続ける少年非行

戦後最高

としては
①家庭における教育機能の低下（放任、無関心、過保護、しつけに対する親の自信喪失）
②少年を取り巻く社会環境の悪化



少年の非行は、全国的に増加の一途をたどっています。
昭五十五年中に全国で補導された刑法犯少年は、これまでの最高であった昭和三十九年を上廻り、二十一年九、九五六人で戦後最高（第三のピーク又は高原状態）を記録しました。
宮崎県においても、一、八三八人が補導され、昭和五十四年に比べますと一六〇人（九・五パーセント）の増加となつております。
宮崎県においては引き続き本年も增加の傾向を示しております。
これらの補導事案をみると、罪種別では、九〇パーセント以上が窃盗で、中でも、万引、自転車盜、オートバイ盜、自動車盜等の盜いわゆる「遊び型非行」が六〇パーセント以上を占めています。そのほかにも、③シンナー、覚せい剤等薬物乱用④暴走族による集団非行⑤年少少年による集団非行等の増加が目立つております。
このような少年非行の増加要因

必ず兆候があるものです。その兆候としては
①買い物与えた覚えのない衣類や品物、子供にふさわしくないものを持つようになる
②外泊、夜間外出が多くなる
③行先も言わずに外出したり、夜遊びが多くなる
④変な友達が訪ねて来たり、コソコソ電話のやりとりをする
⑤金づかいが荒くなりお金を使ひたり、持ち出したりするようになる
⑥理由なしに学校を休んだり、学校からの帰りがおそくなる
⑦言葉づかいが変わったり、親の目を気にするようになる
⑧服装を変に気にするようになる
等があげられます。
この兆候に親が早く気づいて、必要な対策をとることが大切です。小さい芽のうちに矯正すれば少年の悩みごとも解消され、苦しまず早く非行化を防止することができます。
七月は全国的に「青少年を非行から守る全国強調月間」になっています。町民のみなさん、子供さんに悪影響を与えるものはないか、非行化の兆候はないか、もう一度子供さんのまわりを見つめて下さ

来たる七月十七日は農業委員会委員の任期満了に伴う選挙の投票日です。
そこで今回の選挙について、日程を簡単に申し述べます。

※主要日程

一日 立候補届及び選挙運動について法令説明会	（午前八時三十分～午後五時
六日 立候補届出書類予備審査（選管事務局）	（午前八時三十分～午後五時
十日 告示日	（午前八時三十分～午後五時
○立候補届出受付開始	（午前八時三十分～午後五時
○公営施設使用個人演説会開催	（午前八時三十分～午後五時
申出受付開始	（午前八時三十分～午後五時
○立候補届出最終日	（午後五時まで）
○立候補辞退届出最終日	（午後五時まで）
○選挙（開票）立会人決定	（午後五時まで）
十四日 公営施設個人演説会開始	（午後五時まで）
○選挙立会人届出期限	（午後五時まで）
十五日	

第一投票区（上町公民館）	第二投票区（草川地区公民館）	第三投票区（庵川東公民館）	第四投票区（西門川地区公民館）	第五投票区（松瀬農村集落センター）
小松 小園 城屋敷 中山 竹名 五十鈴 南町一区 南町二区 上町 本町 東栄町 西栄町 榮ヶ丘 平城東	中村 加草一区 二区 三区	庵川西 庵川東 牧山 谷ノ山	三ヶ瀬 上井野 大内原	松瀬
四区				

一、後援団体の政治活動のために使用する立札・看板の類の制限
①後援団体が政治活動のために使用する事務所において掲示することができる立札・看板の類の数は、従来一後援団体につき何枚と制限されていましたが、今回の改正によって、同じ候補者等にかかる後援団体のすべて

情を考慮して選挙の公正確保、金のかからない選挙の実現を目指したもので、選挙事務所の移動の制限、任意制ポスター掲示場の新設後援団体等の政治活動のために使われる文書図画の掲示の制限強化、選挙期間中における政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制の適正化及び連座制の強化等の措置が講じられています。

これらの概要是次のとおりあります。

改正されました



- 十六日 選挙運動終了
- 不在者投票終了
- 十七日 投票日
- （午前七時～午後六時）
- 十八日 選挙運動終了
- 不在者投票終了
- 十九日 当選証書の附与式
- （午前十時 三階会議室）
- 二十日 当選人への告知
- （午前七時～午後六時）
- 二十一日 選挙会（開票）
- 午後七時〇〇分開始
- （役場三階会議室）

くじの執行及び通知
○氏名掲示順序のくじの執行

第九十四回国会において、公職選挙法の一部を改正する法律が三月三十一日可決成立し、四月七日公布され、これに伴う政令・省令の一部改正とあわせて五月十八日施行されました。

公職選挙法が一部改正されました

改正法の施行後は立札、看板の類の掲示については、所管の選挙管理委員会から新しい証票の交付を受ける必要です。

を通じて何枚と、選挙の種類ごとに総量が制限されることになります。

改正法の施行後は立札、看板の類の掲示については、所管の選挙管理委員会から新しい証票の交付を受ける必要があります。

選挙の種類	候補者等	同一の候補者等に係るすべての後援団体を通じての立札・看板の類の総数
都道府県知事	10+（衆・選挙区数-1）×2	15+（衆・選挙区数-1）×3
都道府県議会議員	6	6
市（指定都市を除く）議会議員	6	6
町村議会議員	4	4

家内労働法は、製造、加工業者や販売業者などから委託をうけて自宅で物品の製造加工などに従事している家内労働者のみなさんの工賃、就業時間、安全衛生などの労働条件の改善を図るために定められた法律です。

次のことを参考にして、家内労働法で定められた事項が守られているかどうか点検し、みずから労働条件の向上に努めましょう。

仕事をはじめる時には、委託者から家内労働手帳を交付してもらいましょう。工賃は一個いくらか、納期はいつか、工賃の支払日はいつかなど必要な事項を記入してもらわなければなりません。記入された事項はよくたしかめ、大切に保存しましょう。

工賃の支払いは現金で全額を一ヶ月以内に受けましょう。工賃は、出来上った製品を委託する環境を整え、健康で明るい

仕事による災害をなくすためには、家内労働者のみなさんが、みずから積極的に災害防止に取り組むことが大切です。

家内労働者の方へ あなたを守る法律です



加入申込みは
宮崎銀行、宮崎相互銀行、商工会等に問合せ下さい。

中小企業者の方々の連鎖倒産を未然に防ぐために加入者があらかじめ掛金を積み立てておき、加入後六ヶ月以上を経過して、万一引先企業が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となつた場合に、共済金の貸付けが受けられる制度です。

電気の消費量の最も多いのは、暑い夏の日の午後、クーラーが大活躍しているときです。クーラーを使うときには、室温は二八度C以上に保ち、効率が落らないように、こまめにエアーフィルターの掃除をしましよう。カーテン、日よけなどで、部屋に直射日光が入らないような工夫も大切です。

また、放熱部は北側の風通しのよい所に置くようにしましょう。扇風機を効率よく使うには窓ガラスには注意しましょう。ムダなつけっぱなしには注意しましょう。打ち水は、水が蒸発するときにわりの熱をうばうので涼しくなります。とくに朝や夕方は、気分的にも涼しさを感じられます。

夏の衣服はできるだけ開放的であることが、夏の蒸し暑さをのりきるポイントです。

ご存じですか?
暮らしの中の省エネルギー
涼しい工夫

適切な環境で働き、働いた後は十分に休養を取ることが大切です。健康管理がおもわしくないと、思われるがをしたり、満足のゆかない仕事の仕上りになりがちです。健康管理に気をつけ、くつろいだ楽しい雰囲気で仕事をするよう心がけましょう。

内職講習会と称して多額の受講料を取り、実際に委託した仕事については種々の条件をつけて買います等いわゆる「インチキ内職」のとりきめはあいまいであります。このような危険有害な原材料等を使用する場合には、換気をよくして中毒にかかることがあります。このような危険な仕事による災害を防止しましよう。

月々、掛金を払い込んでいただくことによって第一線を退いた時に第一線を退いた時の生活安定をかるため国がつくつた退職金制度です。

事業主であるあなたが事業をやめたり、役員を退職した場合など第一線を退いた時の生活安定をかるため国がつくつた退職金制度です。

始めるときは、工賃等委託条件をきちんと確認し、いわゆる「インチキ内職」の被害にあわないよう十分注意しましょう。

電気の消費量の最も多いのは、暑い夏の日の午後、クーラーが大活躍しているときです。クーラーを使うときには、室温は二八度C以上に保ち、効率が落らないように、こまめにエアーフィルターの掃除をしましよう。カーテン、日よけなどで、部屋に直射日光が入らないような工夫も大切です。

また、放熱部は北側の風通しのよい所に置くようにしましょう。扇風機を効率よく使うには窓ガラスには注意しましょう。ムダなつけっぱなしには注意しましょう。打ち水は、水が蒸発するときにわりの熱をうばうので涼しくなります。とくに朝や夕方は、気分的にも涼しさを感じられます。

夏の衣服はできるだけ開放的であることが、夏の蒸し暑さをのりきるポイントです。

交通事故発生

県内ワースト第1位



(五十鈴橋上の5重衝突)

交通事故第一当事者の居住市町別ワースト順位
昭和56年1月～4月

順位	市町村名	第一当事者 総数(人)	人口1万人 当り(人)	人口(人)	前回 順位
1	門川町	23	12.41	18,533	5
2	川南町	21	11.65	18,027	9
3	高鍋町	24	10.46	22,950	1
4	西都市	39	10.31	37,832	7
5	田野町	11	10.18	10,806	3
6	宮崎市	257	9.70	264,858	13
7	綾町	7	9.64	7,262	4
8	高岡町	12	9.50	12,631	11
9	野尻町	9	9.38	9,594	8
10	佐土原町	25	9.28	26,932	15

人口(昭和55年国勢調査による)

事故を起こした人も被害を受けた人も
まず電話でご相談を

知っているのと、知らないのとでは安心感が違います。

傷ましい交通事故のニュースが毎日のように報じられています。

最近は、保険契約の内容も多様化し事故の原因も複雑化していますので、解決などで困っている人も多いようです。

日本損害保険協会「自動車保険請求相談センター」では、専門の相談員が親身になって交通事故による自賠責・任意を問わず、自動車保険の請求手続解決方法など、いろいろなご相談に応じています。また、センター委嘱の弁護士が懇切におこたえします。

相談は無料ですからお気軽にご利用下さい。

開設場所 宮崎市広島2-5-10 朝日生命ビル3階
(高千穂通二丁目バス停前)

宮崎自動車保険請求相談センター
☎ (0985) 28-1199

相談時間 平日 9時30分～16時30分
土曜日 9時30分～12時

弁護士相談日 毎月第3木曜日 午後1時～午後4時
(7月16日・8月20日・9月17日……)



**壯年男子・一般女子
ソフトボール大会
開催される**

健康及び体力の保持増進をめざし「明るい家庭」住みよい郷土づくりの基盤となつておられる壮年男子、一般女子を対象に、スポーツ活動を通して相互の親ばくを深め体力づくりとスポーツ参加への機会を与えるものである。

一、主 催 門川町教育委員会
門川町体育協会
一、期 日 昭和五十六年七月二十六日(日)
一、会 場 イチマルグランド他
一、参 加 資 格
門川町内に居住する者
一、チーム編成
(壮年男子)
(チーム編成は四十才以上の者
四十才以上 四名
四十五才以上 三名
五十才以上 二名
()詳細については監督会にて決定致します

年令は昭和五十七年三月三十一日までに年令に達した者

(一般女子)
(チーム編成は一般女子であればよい
(チームは監督一名、選手十六名
合計十七名で編成すること
(チームは分団内で編成すること
一、競技規則
昭和五十六年度日本ソフトボーラル協会規則による。
一、申し込み
申し込みは七月十八日までに社会教育課へ申し込むこと。
一、監督会議
七月二十二日午後七時三〇分
中央公民館会議室

・田植えのさなかのなかの浮き泥
にケラも一匹いて土匂う
金丸松夫

・夕焼けが朱く映りしガラス戸に
隣りの鯉の影が尾を振る
松本政夫

・梅雨近くカラタネオガタマのは
ころびてバナナの如き香りを放
つ
佐藤 優

・田植えのさなかのなかの浮き泥
にケラも一匹いて土匂う
金丸松夫

・別れぎわに吾子が明るく笑みし
顔思ひ出しつ長き文書く
甲斐公子

・梅雨近くカラタネオガタマのは
ころびてバナナの如き香りを放
りがたきを暫し見つむる
浜本シヅ子

・田植えのさなかのなかの浮き泥
にケラも一匹いて土匂う
金丸松夫

・夕焼けが朱く映りしガラス戸に
隣りの鯉の影が尾を振る
松本政夫

・梅雨近くカラタネオガタマのは
ころびてバナナの如き香りを放
りがたきを暫し見つむる
浜本シヅ子



(ひまわり)

文化協会だより

門川短歌会詠草

・握り替へて物を隠すを幼な児の
小おどりしつ指を開かす
請関千枝

・岩走る清水に顔を洗ひ終え今日
のひと日も山畠に昏れ
日高一義

・庭先を彩どるさつきは逝く春の
うす靄の中淡く浮き出づ
赤沢千代

・清水の舞台はここかわが立てば
夫は幾度もシャツタードを切る
新田カオル

・そよ風に匂ひかすかに漂ひて夜
目に白し夏みかんの花
竹中シオリ

・新緑の山峡わたるそよ風に初夏
の光わが庭に満つ
桜井喜美子

・遠く住む息子の送り來し小包の
紐は切らずに刻かけて解く
工藤葵子

・巣立ちゆく日も間近しと思ひつ
つ吾子の下着を今日も乾しをり
河野喜美男

佐藤 寛

つ

佐藤 優

**弓道教室
開設される**

心身のスポーツ「弓道」を左記のとおり開設することになりまして多数の申込みをお願い致します。

一、場所 門川町西栄町 求心館工藤弓道場

二、練習 平日、午後五時より 土、日は別途計画

教育委員会では学校に入学される以前の子供さんと母親を対象に初步的な水泳教室を開き、皆泳運動を広めたいと思いますのでふるつて参加してください。



夏本番!!待ちに待ったチビッ子プールが中須地区(中須児童公園内)にできました。

このプールは幼児から小学校低学年程度の皆さんに利用していたゞくもので保護者の同伴を原則とします。さらに子供と父母のスキンシップ及び公共の福祉の増進に資するため設置されたものであり、施設の利用については有効に活用していただきたい。なお、この施設の安全及び衛生管理等について親子会、地区住民のご協力をお願いするため費用の一部を負担していただくことになりましたのでご了承下さい。

1. プールの使用期間 7月1日から当分の間
2. プールの使用時間 午前9時30分～午後4時
3. プール入場料 1人1回100円(保護者同伴)
4. プール管理 上町区、本町区、旭町区



三、道具 当道場にて準備してあります
四、申込み先 西栄町 桜井克己
電話 ③一三四〇八

期 間 八月中
申込み先 申込み 七月十日まで
町教育委員会社会教育課

**母子バドミントン教室
開設される**

母、子が親しみやすいスポーツである、バドミントンの技術を基礎から指導し、スポーツを基盤に明るい家庭づくりをめざすとともに、教室終了後は、母親は愛好会に加入をすすめるとともに、子供にはスポーツ少年団に加入するよう指導を行う。

記	一、主 催 門川町体育協会	一、会 場 中央公民館	一、対象者 母、子十五組(30名)
一、実施期間	七月～八月	一、申込み締切 七月十五日(水)	一、申込み先 門川町教育委員会社会教育課
一、曜日	毎週木曜日(午前九時三〇分～十一時三〇分)	一、申込み先 申込み番号 ⑧一一四〇番	一、申込み先 母親六八〇円 子供三四〇円



(夫婦バドミントン教室風景)

ほのぼの家族

伊田公彦



門川町ライオンズクラブ
殿には、国際障害年に当り
身障福祉に多大なる関心を
寄せられ、門川町身体障害
者団体の事業運営資金に當
てゝ下さいと、六月十八日
午前十時、役場議長室に於
て、ライオンズクラブ会長
坂元五雄殿より、身体障害
者会長、山本惣太郎に贈呈
式が行なわれました。

会員一同、その志しに對
し深く感謝致し、自立更生
の道に励みますと共に、お
互いに手を取り合い、一致



門川町身体障害者
福祉協議会

団結して会の発展に努力致
しますので、今後もご指導
とお協力下さいますようお
願い申し上げます。

ここに紙面を借りまして、
お礼の言葉にかえさせて頂
きますと共に、貴会のご發
展をお祈り致します。

門川町身体障害者
福祉協議会

寄贈お礼

ごめい福を祈る

香典返しお礼



(親と子の信頼関係)
心のきずなをより強く育てよう

死亡者氏名	年令	住 所
岡田 重之	65	上井野
白木 尊基	52	城屋敷
米良美喜子	20	城屋敷
中田二三四	63	西栄町
日高 キヨ	78	西栄町
柳田 久子	53	下納屋
日向ブンノ	66	上納屋三区
瀬戸口孝大	59	南町一区
網本 次作	71	上 町
多田 寅一	75	西栄町
久米タカノ	83	下納屋
真田 ハナ	83	加草二区
須川要太郎	84	平城東
盛武マツエ	84	南町一区

右の方々には、不幸にして、ご逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にとご寄贈いただきました。ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。

(締切日
六月十八日迄分)

社会福祉法人
門川町社会福祉協議会